

「令和6年度「すけそうだら」「たら」「ほたて貝」及び「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	・意見内容 書類提出の際において、法人である事業者には、法人番号の提出を行わせるべきと考える。 ・理由 その方が行政事務(経済産業省だけでなく、厚生労働省、水産庁、国税庁、地方公共団体他の事務でも扱う場合があるであろう。)の事務能率の向上に資すると思われるので。	御意見ありがとうございます。 今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。 御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。